

追 加 議 案（平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出）

議 案 番 号	件 名
議第 9 2 号	平成 3 0 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 9 3 号	平成 3 0 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）
議第 9 4 号	平成 3 0 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 5 号	平成 3 0 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正 予算（第 2 号）
議第 9 6 号	平成 3 0 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 7 号	平成 3 0 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予 算（第 3 号）
議第 9 8 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
議第 9 9 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 0 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

- 議第 98号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議第 99号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議第100号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成30年12月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 98 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 99 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 0 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 7 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 1 0）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 1 5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 5 2. 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 7. 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 5 7. 5）」を加え、同条第 5 項中「次条において同じ。）から」を「次条第 3 項第 3 号において同じ。）から」に、「同項」を「第 1 5 条の 7 第 1 項」に、「次条において同じ。）」を「次条第 1 項において同じ。）」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	

	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第15条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）」を「100分の55」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うことその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

